



令和 7 年 10 月 15 日

愛知労働局長
小林 洋子 殿

愛知地方最低賃金審議会
会 長 中 山 徳 良

愛知県の特定最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和 7 年 8 月 5 日付け愛労発基 0805 第 1 号をもって貴職から諮問のあった下記最低賃金に係る標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙 1 及び別紙 2 のとおりの結論に達したので答申する。

記

- 1 愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金（平成 20 年愛知労働局最低賃金公示第 3 号）
- 2 愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金（平成 20 年愛知労働局最低賃金公示第 6 号）

別紙 1

愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

愛知県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

- (1) 製鉄業
- (2) 製鋼・製鋼圧延業
- (3) 製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）
- (4) (1)から(3)までに掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
- (5) 純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(3)までに掲げる産業に分類されるものに限る。）

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18 歳未満又は 65 歳以上の者
- (2) 雇入れ後 3 月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃、片付け、賄い又は湯沸しの業務
 - ロ 軽易な運搬の業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1 時間 1,175 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和 7 年 12 月 16 日

別紙2

愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

愛知県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

- (1) 輸送用機械器具製造業（船舶製造・修理業、船用機関製造業、自転車・同部分品製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）
- (2) 建設用ショベルトラック製造業
- (3) (2)に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
- (4) 純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)又は(2)に掲げる産業に分類されるものに限る。）

3 適用する労働者

前号の使用主に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃、片付け、賄い又は湯沸しの業務
 - ロ 手作業により又は手工具若しくは小型手持動力機を用いて行うバリ取り、穴あけ、検数、選別又は塗装の業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,146円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和7年12月16日